

## 入学試験に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校（以下「本校」という。）学則第11条から第13条に定める入学試験に関して、必要な事項を定めるものとする。

(入学試験の方法等)

第2条 入学試験の期日、実施場所、試験科目、その他入学試験に関する必要な事項は、入試委員会で検討し、運営会議の審議を経て決定する。

2 選考の方法は、一般入学試験及び推薦入学試験とする。

3 第1項により決定された事項は、県報に登載するほか、募集要項等を配布し、あらかじめ公告するものとする。

(入学願書等の受付)

第3条 入学願書及び提出書類は、校長が指定した受付期間内に、庶務教務課で受理する。

(入学試験の問題作成及び採点)

第4条 入学試験の問題作成は、校長が指定した出題者により行う。

2 入学試験問題作成及び保管は、細心の注意をはらい秘密保持に努めなければならない。

3 出題者は、試験実施後速やかに出題科目の採点を行うものとする。

(入学者選考)

第5条 入学候補者の選考は、入学試験選考基準に基づき入学選考試験合否判定会議において審議し、校長が合格者を決定する。

2 入学選考試験合否判定会議及び入学試験選考基準に関する事項は別に定める。

(合格者の発表)

第6条 校長は、別に定める期日に合格者を発表する。

2 合格者の発表は本校構内に掲示及び本校ホームページに登載するとともに本人宛に合格通知を郵送する。

(入学の手続き)

第7条 入学試験に合格した者は、校長が指定する期日までに保証人1名を定め、当該保証人と連署した誓約書等入学に必要な書類を校長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、入学試験に関して必要な事項は入試委員会の議を経て校長が決定する。

附 則

この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。